

平成 25 年 6 月 10 日

## 名古屋議定書に係わる国内措置の配慮事項に関する意見 学術研究における海外遺伝資源利用について

理化学研究所バイオリソースセンター  
小幡 裕一

近年、大学等学術機関の多くの研究者は、海外の遺伝資源を国内に持ち込み利用する場合は、生物遺伝資源移転同意書（MTA：Material transfer Agreement）共同研究契約等を締結している。また、学術機関の知財本部も、このような契約締結を習熟しつつあり、さらに、生物多様性条約、名古屋議定書に関する啓発活動が行われており、これまで大きな問題は生じていない。

一方、学術研究目的利用での課題は、一次的な研究利用に止まらず、利用した遺伝資源を第三者に提供することを想定しておく必要があることである。論文等で研究成果を公表した場合、研究に用いた遺伝資源について他の研究者からリクエストがあれば、それを提供することは研究コミュニティのルールであり、また、このことは研究結果の再現性を証明するため、学術研究上必要不可欠なステップである。微生物学分野においては、一步進んでおり、細菌・古細菌の新種を発表する場合は、「コレクション」に条件を付けずに寄託し、第三者へ広く公開・提供することが必須となっている。名古屋議定書に係わる国内措置により、このような学術研究目的での第三者への提供が自由かつ円滑に実施できないことになれば、学術研究の発展の大きな障害となる。結果として、学術研究分野が研究を通して、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の実現へ貢献することもできなくなり、大きなデメリットとなる。従って、学術研究目的に利用する場合については、第三者への提供も含め、国内措置による規制管理は、無しもしくは最小限に留めるべきである。

仮に、学術研究利用後の遺伝資源の第三者への提供について、機関名、利用目的、年月日等を管理、追跡、報告することが国内措置により求められることになれば、学術機関に大きな負担を強いることになる。現在我が国においては、大規模な機関のみならず、大学の小さな教室においても海外の遺伝資源を利用、提供している。従って、学術研究利用後の遺伝資源の第三者への提供に関して国内措置を定め、その遵守を求める場合は、同時に幅広い財政的支援を措置す

ることが必要である。また、学術研究利用後の遺伝資源の第三者への提供は、国内外を問わず実行されている。従って、国内措置は、内外格差を生じさせず、我が国の研究者に不利益を及ぼさないように配慮される必要がある。さらに、学術研究利用後の遺伝資源が、第三者の商業利用目的へ提供されることも想定され、それに対しても学術機関が適切な対応を容易に取ることが可能な国内措置とすべきである。

以下、非商業利用と商業利用の定義。

#### **非商業利用（非営利学術研究目的利用）**

・非営利機関\*における非営利学術研究目的、即ち学会等での論文発表等、成果の公開を前提とした研究開発における遺伝資源の利用。

\* 国立大学法人、公立・私立大学、国公立・独立行政法人研究機関、医療法人、公益法人、教育機関（専門学校を含む）。

#### **商業利用（営利目的利用）**

- ・営利機関での遺伝資源の利用。
- ・非営利機関の利用者による営利機関との共同研究での遺伝資源の利用。
- ・非営利機関の利用者による営利機関からの委託研究での遺伝資源の利用。
- ・非営利機関による営利を目的とした研究開発（特許等の取得を目的とした研究開発を含む）での遺伝資源の利用。

以上